

第1章 計画策定の目的等

第1節 計画策定の経緯と目的

国指定史跡（以下「国史跡」という。）三木城跡及び付城跡・土塁を舞台とした三木合戦は、織田信長方が広範囲に堅固な包囲網を築き、城への兵糧供給路を分断する攻城戦を行った最初の事例であり、戦国時代の攻城戦の過程や全容を具体的に把握する上で重要な遺跡群であることから、平成25年（2013）3月27日、国史跡の指定を受けた。

国史跡三木城跡及び付城跡・土塁の価値を維持しつつ、今後も適切に保存して次世代に貴重な歴史遺産として継承していくため、国史跡三木城跡及び付城跡・土塁の今後の適正な保存管理並びに整備の方向性を示した「史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画書」（以下「保存管理計画書」という。）を平成27年3月に策定した。

本国史跡整備基本計画（以下「本計画」という。）は、この保存管理計画書を踏まえ、国史跡三木城跡及び付城跡・土塁の保存並びに活用整備に向けて本計画を策定するものである。

そして、保存管理計画書にも示されているように、史跡を適切に整備活用し、後世に継承していくことで、市民の誇りとなり、歴史文化遺産を活かした個性ある三木のまちづくりの礎とつなげていくことを目的とする。

第2節 計画策定の範囲

本計画策定の範囲は、国史跡指定地のうち、活用に適した遺跡を直接的な範囲とする。

史跡活用ネットワークについては、未指定の遺跡も視野に含めた上で、計画に取り込むものとする。

第3節 計画策定の期間

本計画は、国史跡三木城跡及び付城跡・土塁の整備の基本的方向性を定めるものであり、今後この計画に基づき、具体的事業実施に向けて実施計画等の立案が必要となるが、その内容は多岐にわたり、また、発掘調査の実施等具体的整備に向けて解消すべき課題も少なくない。

事業期間は、短期（5年以内）、中期（6～10年）、長期（11年以降）に分け

ることとし、概ね短期～中期（平成 28～37 年度）を本計画の対象期間とする。

なお、長期については、史跡の維持管理と未指定遺跡の追加指定後の整備期間とする。

※事業計画の詳細については第 6 章、第 1 節 事業年次計画に記載

第 1 表 これまでの経緯

年 月 日	内 容
平成 12 年 5 月	三木城跡の保存と活用について検討するため、三木市議会に「上の丸城址公園整備特別委員会」を設置
平成 17 年 8 月	同特別委員会が、三木城跡及び付城跡を史跡として保存活用していくことを提言
平成 18 年 4 月	三木市教育委員会内に有識者 4 名からなる「三木城跡及び付城跡群学術調査検討委員会」を設置
平成 22 年 3 月	同検討委員会での調査成果をまとめた『三木城跡及び付城跡群総合調査報告書』を刊行
平成 24 年 7 月	地元地権者や国有林を管理する近畿中国森林管理局等の同意を得る
平成 24 年 7 月 26 日	「三木城跡及び付城跡・土塁」として、文部科学大臣あて史跡指定の意見具申を提出
平成 24 年 11 月 16 日	文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、文部科学大臣に答申
平成 25 年 3 月 27 日	官報号外第 63 号告示により史跡に指定
平成 25 年 8 月	三木市教育委員会内に有識者等 10 名からなる「史跡『三木城跡及び付城跡・土塁』保存管理計画策定委員会」を設置
平成 27 年 3 月	同策定委員会での協議内容をまとめた『史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画書』を策定

第4節 整備基本計画策定委員会の設置

1 委員会の設置と委嘱

平成28年8月、本計画の策定に当たり、国指定史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」整備基本計画策定委員会設置要綱を定め、同9月、学識経験者及び地元関係者からなる委員を委嘱し、国指定史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置した。

2 委員会の組織及び構成

委員会の組織及び構成は次の第2表のとおりである。

国指定史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」整備基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 国指定史跡（以下「国史跡」という。）「三木城跡及び付城跡・土塁」の整備の方策を定める国史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」整備基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、国史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、教育委員会が行う計画の策定に関し、協議及び検討を行い、必要な指導並びに助言を行うものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が選任する。

- (1) 考古及び景観、都市計画分野の学識経験者
- (2) 三木市文化財保護審議会から推薦された者
- (3) 三木市区長協議会連合会から推薦された者
- (4) 三木城下町まちづくり協議会から推薦された者
- (5) その他教育長が適当と認める者

3 委員会には、委員のほか、オブザーバー及びアドバイザーを若干名置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から平成30年3月31日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、三木市教育委員会文化スポーツ振興課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年8月30日から施行する。

2 最初に開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

第2表 国指定史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」整備基本計画策定委員会の組織及び構成

役職	氏名	所属等	分野等	備考
委員長	中井均	滋賀県立大学教授	考古学	保存管理計画策定委員
副委員長	福井亘	京都府立大学准教授	ランドスケープ学	
委員	水島あかね	国立明石工業高等専門学校准教授	都市計画学	
委員	宮田逸民	三木市文化財保護審議会	中世城郭史	保存管理計画策定委員
委員	今井正人	三木市区長協議会連合会理事 (三木地区区長協議会長)	区長協議会	平成28年度
委員	藪西利幸	三木市区長協議会連合会監事 (三木地区区長協議会長)	区長協議会	平成29年度
委員	山口種啓	三木城下町まちづくり協議会長	地元協議会	保存管理計画策定委員
委員	安随幸蔵	与呂木元区長	地元自治会	保存管理計画策定委員
委員	平石也寸志	平井区長	地元自治会	
委員	北門俊彦	小林区長	地元自治会	
種別		所属	氏名	備考
オブザーバー (指導助言)		文化庁文化財部記念物課	中井將胤	
		兵庫県教育委員会文化財課	小川弦太	
		近畿中国森林管理局兵庫森林管理署	吉田和弘	
			吉村和也	
		公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会	足立忠司	
		三木市豊かなくらし部商工観光課	安福昇治	
		三木市まちづくり部道路河川課	藤原伸一	
事務局		三木市教育長	松本明紀	平成29年7月3日まで
		三木市教育委員会教育企画部長	西本則彦	
		三木市教育委員会教育企画部文化スポーツ振興課長	堀内基代	平成28年度
		三木市教育委員会教育企画部文化スポーツ振興課長	高嶋信行	平成29年度
		三木市教育委員会教育企画部文化スポーツ振興課課長補佐	廣井愛邦	
		三木市教育委員会教育企画部文化スポーツ振興課主査	前田幹夫	
		三木市教育委員会教育企画部文化スポーツ振興課主任	金松誠	
		三木市教育委員会教育企画部文化スポーツ振興課 みき歴史資料館学芸員	長谷川奨悟	
コンサルタント	(株)地域計画建築研究所大阪事務所		三木歴史・美術の杜構想 コンサルタント	

第5節 委員会の開催経過

委員会は、2 か年で4回開催し、本計画策定に向けて協議を行った。開催日及び協議内容等については、次の第3表のとおりである。

第3表 開催日及び協議内容等

開催日		協議内容等
第1回	平成28年9月29日	①整備基本計画書の章立て（案） ②章立てごとの概要（案）
第2回	平成29年3月16日	①整備基本計画書の章立て（案） ②基本方針の内容検討
第3回	平成29年8月4日	①整備基本計画書の内容検討
第4回	平成29年12月4日	①整備基本計画書の内容検討

第6節 関連計画との関係

1 各種関連計画との整合性

本計画は、基本的には平成27年3月に策定された保存管理計画書の主旨を十分に踏まえたものであり、現状変更に対する保存管理基準は遵守しており、その延長線上での具体的な整備計画を示したものである。さらに、本計画は、城下町や街道の景観計画や地域森林計画等とも深い関係を有している。

そのため、本計画自体の独自性を維持しつつ、その前提として三木市総合計画をはじめとする各種関連計画との整合性を図っていくものとする。

2 関連計画

(1) 三木市総合計画（平成19年12月策定 三木市）

平成30年までのまちづくりを総合的・計画的に進めていくための指針として策定されたものである。

市の将来像を「日本一美しいまち三木」と定め、まちづくりの目標を次の5つの柱に基づき施策を体系化している。

- 1 ふれあい人間のまち
- 2 いきいき文化のまち
- 3 うるおい景観のまち
- 4 にぎわい交流のまち
- 5 やすらぎ安心のまち

これらのうち2つ目の柱である「いきいき文化のまち」において「三木の祭りをはじめとし、歴史の中で育まれた伝統・伝承、文化を守り育むまちをつくる」との政策を掲げ、その具体的施策として「三木の歴史遺産、文化財を大切に保護し未来に伝える」という取組の一環の中で、「三木城址・付城跡群の調査研究と保存整備」が明記されている。

(2) 三木市都市計画マスタープラン（平成23年2月策定 三木市）

「まち全体の土地利用の規制や誘導を行うとともに、道路や公園、下水道等、都市施設の整備に必要なことがらを効率的・効果的に進め、まちづくりの総合的な指針」として策定されたものであり、「三木市総合計画」と同じ平成30年を目標年次としている。

「三木市が持つ歴史・文化、豊かな自然環境、恵まれた農地、山田錦や金物等の地場産業や農産物等、特色ある地域資源を活かし、守り育てていくこと」を「重要な課題」とする中で、「新たな飛躍のまち」をめざし、「都

市拠点」、「地域拠点」、「地区拠点」の3つの拠点に分類しているが、三木城跡を中心としたエリアは「都市拠点」に位置づけ、「三木城跡及び付城跡群の国史跡の指定に向けた取組を進める」とうたわれている。

また、付城跡が所在するエリアについては、「ふるさと環境保全ゾーン」及び「にぎわい交流ゾーン」に位置づけられているが、付城跡等の史跡の保護を直接明記した文言はない。しかしながら、「景観の維持・形成」といった観点から「森林の保全・育成に努める」ことが盛り込まれており、自然緑地内に残る付城や土塁といったものを保存活用していこうという流れにあることは明白である。

(3) 三木市文化振興ビジョン（平成21年5月策定 三木市・三木市教育委員会）

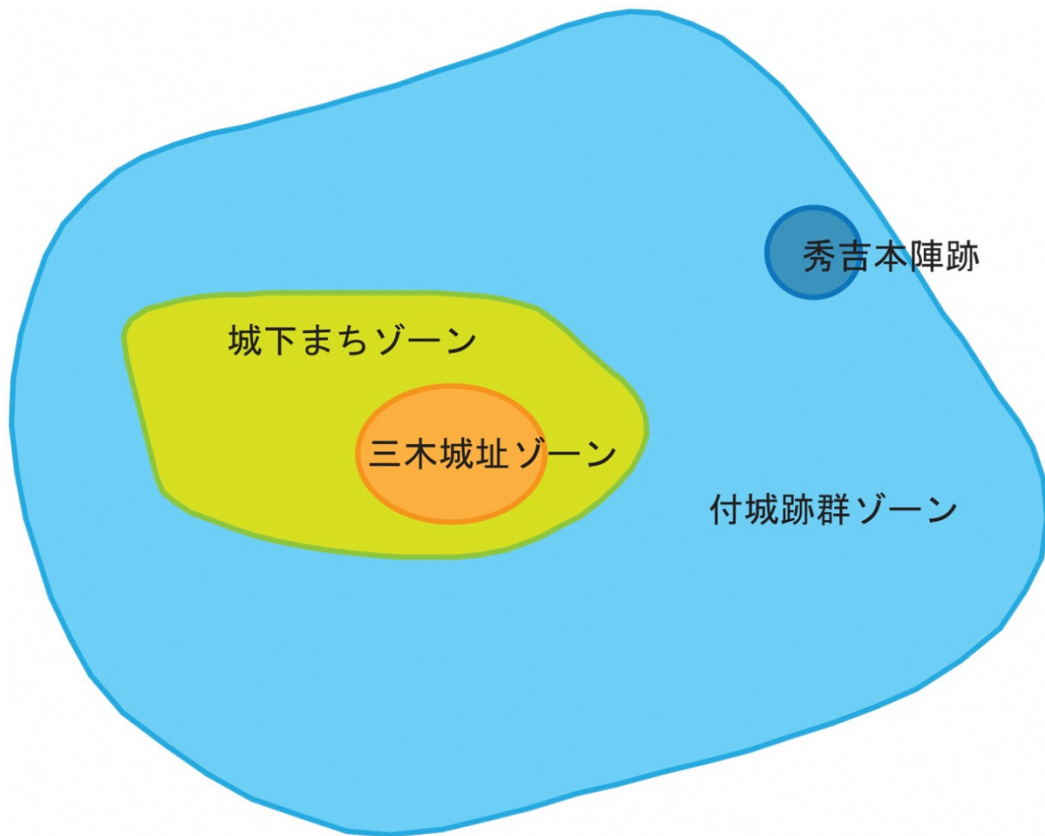
本市の文化芸術の振興、特に文化芸術を通じた「いきいき文化のまち三木」づくりを進める指針として策定されたもので、こころ豊かな生き方と社会生活の基盤に「文化」を生かしていくものである。三木市総合計画を上位計画とし、その趣旨や方向性を念頭に、市民と行政及び文化振興財団と各団体が文化振興の目的を共有し、それぞれが実現主体となって「いきいき文化のまち 三木」づくりを進める上での中長期的なプランとして位置づけられている。平成30年を目標として、文化の振興を図ることとしている。

その中で、三木城跡と付城跡が多く分布する三木地域については、将来イメージとして『金物のまちを訪ねる路』『三木合戦を訪ねる路』の遺跡散策や祭り等と連携したにぎわいのあるまち。商店街や三木城址一帯に人が行き交うまちに。」がうたわれている。そして、付城跡が複数分布している別所地域においても、将来イメージとして「三木鉄道跡地や旧下石野分校、付城跡や古墳群、美囊川等を活用し、歴史と自然にふれあうまちに。」がうたわれている。

なお、カルチャーデザインプロジェクト（金物や寺社、商店、観光案内など統一性のある看板を掲げ、まちの特色としてアピールし、地域の自慢とする計画）の中で、「三木城址や文化財の保護、埋蔵文化財の保護と出土品の整理・展示」があげられている。

(4) 三木歴史・美術の杜構想（平成24年6月策定 三木市教育委員会）

三木城址及び付城跡群を市民の貴重な財産として保護するとともに、城下町も含めそのエリアを、ひとつの大きな博物館（フィールドミュージア



三木城址ゾーン	三木城址を中心とした本構想のセンターゾーン
城下まちゾーン	旧城下であった中心市街地
付城跡群ゾーン	秀吉本陣跡を核として城下町を取り巻くように配置された付城群がある丘陵

第1図 「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」のゾーンイメージ

ム)に見たて、「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」として歴史の継承、市民の憩いの場を創出、まちの活性化に取り組むことを通して、まちの魅力を全国に伝え、市民の夢を育み、誇りとなるような三木のまちづくりを進めることを目的として策定された。

その中で、整備イメージ例として、本丸跡については、築山や石碑等、三木城にかかわりのないものを移設または撤去し、遺構の一部復元を行い、市民が憩い、歴史を感じることでできる城址公園として整備を進めていくことがあげられている。

二の丸跡については、老朽化が進んでいる旧三木高等女学校校舎等三木城にかかわりのないものは移設または撤去し、本丸と二の丸の空間的一体感を創出するとともに遺構の一部を復元し、市民が集えるイベント広場や利用者の駐車場を設けた城址公園として整備を進めていくこと、図書館は

さらに利便性を図るため適地に移設し、その跡は建物としての耐用年数が過ぎるまでの間を（仮称）「三木歴史資料館」として活用し、美術館と一体的な利用をすることにより、三木の歴史や文化を発信していくことがあげられている。

周辺及び付城跡群については、三木城址周辺の道路の狭さは、城に通じる道としての特徴であり、その景観を保っていることから拡幅等を行わないこと、バス等による三木城址へのアクセスは、市役所前や観光協会横の駐車場を利用し、徒歩でのアクセスを基本とすること、そのため、駐車場や最寄駅、また周辺地域の歴史・文化遺産や施設、商店街を取り込んだ回遊性のある散策ルートの設定や分かりやすい案内板、誘導サイン等の整備を進めること、付城跡を巡るハイキングルートを設定することがあげられている。

(5) 史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画書(平成 27 年 3 月策定 三木市教育委員会)

戦国時代の攻城戦を知る貴重な遺跡として史跡指定を受けた「三木城跡及び付城跡・土塁」を、適切に保存・管理し、次世代に継承していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準を定めたものである。

保存管理方針としては、遺構の特性や現状、土地利用から「三木城跡地区」と「付城跡・土塁地区」の 2 地区に区分し、それぞれの保存管理方針を定めた。

史跡の整備・活用の基本的な考え方及び方向性は、次のとおりである。

① 整備・活用の基本的な考え方

- ・ 史跡の本質的価値を保全しつつ、歴史的価値の理解を深めてもらうための整備・活用を行う。
- ・ 市民にとって親しみが持てる憩いの場として整備・活用を行う。
- ・ 地域づくりや歴史を学ぶ場として保存と整備を行う。
- ・ 地域の商業・観光資源と連携した整備を行う。

② 整備・活用の方向性

- ・ 史跡の現状保存を前提に、三木合戦が体感できるよう整備・活用を行い、史跡の価値を全国に発信する。
- ・ 史跡を次世代へと確実に継承し、市民にとって親しみが持てる憩いの場として整備・活用を行う。

③ 整備計画

- ・ 三木城跡周辺ゾーン

史跡の総合案内拠点地区として既存施設の活用を図る。また説明板の充実を図るとともに、調査成果をもとに遺構の復元や平面表示を図る。

・ 付城跡・土塁ゾーン

三木城跡を中心として東側ゾーン、北側ゾーン、西側ゾーン、南側ゾーンに分類し拠点史跡を選定する。平井山ノ上付城跡（秀吉本陣跡）は東側ゾーンの拠点史跡であるとともに三木合戦における攻め手側の案内拠点として整備を図る。這田村法界寺山ノ上付城跡（西側）、小林八幡神社付城跡（南側）についても、拠点として案内看板等の整備を図る。

(6) みき歴史資料館整備基本計画(平成 28 年 3 月策定 三木市教育委員会)

三木歴史・美術の杜構想に基づき、三木城跡や城下町を含む付城跡群で囲まれた区域全体をフィールドミュージアムに見立てる「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」の中核施設として整備する「みき歴史資料館」のコンセプト、基本方針、事業活動計画、施設計画、管理運営計画を定めたものである。

コンセプトは次のとおりである。

① 時空(とき)の拠点

実物資料を主体とする展示とし、定期的に企画展等を開催することにより、繰り返して訪れてもらえるように努める。

常設展は、三木の原始古代から現代までの歴史資料を紹介し、遺跡からの出土遺物や古文書等約 300 点を展示する。

企画展は、年間 5・6 回開催する。史跡（三木合戦）、近世・近現代の三木、遺跡や発掘調査、地域の歴史紹介等を取り上げる。

その他、共催展として、金物資料館、堀光美術館等と連携した展示を実施する。

② まちおこしの拠点

市街地を活性化するため、みき歴史・美術の杜みゅーじあむのインフォメーション施設として、東は秀吉本陣跡・グリーンピア三木（現ネスタリゾート神戸）、西は法界寺山ノ上付城跡・道の駅・ホースランドパーク・別所ゆめ街道と連携し、市内外の方々が気軽に訪れることができるまちおこしの拠点として整備する。

③ 情報発信の拠点

三木の歴史や文化をアピールし、リピーターの拡大を図るため、市

内外の方々が気軽に訪れることができるイベントを開催するとともに、観光案内コーナーを設置する。資料館の活動に市民が積極的に関われる仕組みを作る。

(7) 三木市歴史街道整備プラン（平成 15 年 3 月策定 三木市）

平成 14 年度、国土交通省近畿地方整備局により、三木城跡周辺が歴史街道モデル事業地区に認定されたことを受けて策定された。

歴史街道整備の理念を「三木市民が生活の中で培ってきた歴史文化の継承と展開」とし、より多くの人々に親しみやすく伝えるために、テーマとして「歴史(とき)が奏でる匠の里」が掲げられている。

そして、「湯の山街道とその町並み」・「三木城址と城郭跡の広がり」・「ひめじ道とその町並み」が重点地区（歴史街道ゾーン）とされ、このうち「三木城址と城郭跡の広がり」地区は三木城本丸跡・二の丸跡とその周辺が含まれ、その整備方針については、戦国武将の夢に思いをめぐらせる場づくり、生活に培われた歴史文化にふれる場づくりがうたわれている。具体的には、城址等の文化財調査の実施及び資料の収集・提供、三木城址等の解説板の設置、城郭探索オリエンテーリングコースの設定、歴史街道ゾーンの来訪者に付城跡を紹介し、戦国の世に思いを馳せる機会をつくること等があげられている。

(8) ヒューマン・グリーン・プラン（昭和 62 年策定 林野庁）

国有林野を有効に活用するため、年間を通じて利用や滞在が可能なさまざまなレクリエーション施設を総合的に設置し、野外レクリエーションの場、青少年の教育の場、保養の場等を提供する事業。同時に、各種イベントを開催することにより、都市と農山村の交流促進、地域特産物の消費拡大等の地域振興を図っていく。なお、事業実施に当たっては、積極的に民間企業の資金や経営のノウハウ等を活用することとしている。森林空間総合利用整備事業のことをいう。

(9) 地域森林計画（林野庁）

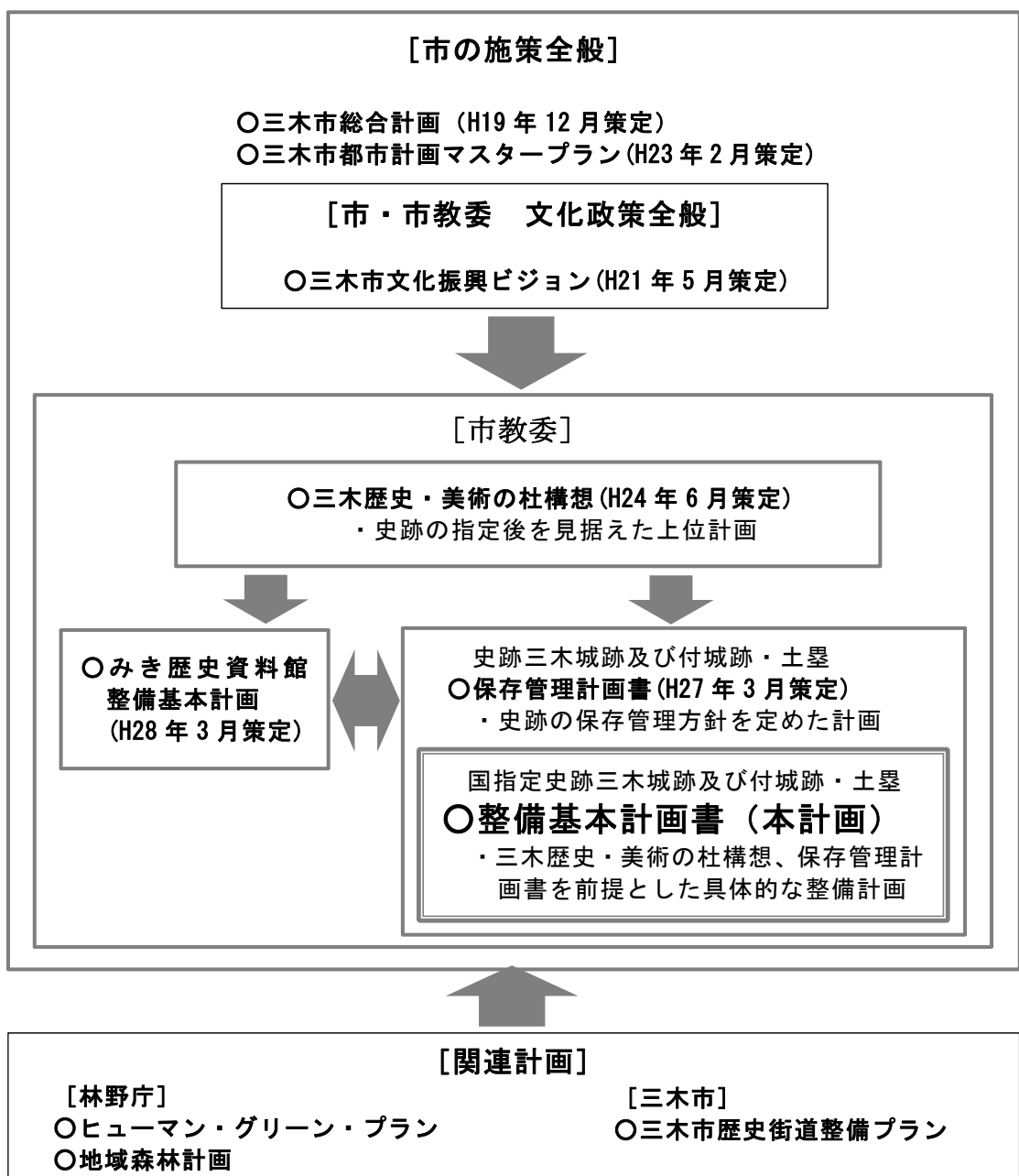
都道府県知事が、森林法に基づき、国が定める「全国森林計画」に即して、民有林について森林計画区（全 158 計画区）別に 5 年ごとに 10 年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるものである。三木市は加古川森林

計画区に含まれている。

民有林とは、国が所有する「国有林」以外の森林のことであり、民有林には、個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれる。

史跡内の地域森林計画対象民有林において、立木を伐採する場合、三木市長に対し「伐採及び伐採後の造林届出書」を提出する必要がある。

なお、国有林についても、森林管理局長が5年ごとに10年を一期として「国有林の地域別の森林計画」を立てることとなっており、その計画事項は、民有林の「地域森林計画」とほぼ同様のものとなっている。



第2図 上位・関連計画図